

神戸市河川沿緑地の形成とその構想の起源

-古宇田實の水害復興構想とその戦災復興への影響-

The Birth of Riverside Greenbelts in Kobe City

- A Disaster-resistant Concept proposed by Minoru Kouda and its influence on the postwar reconstruction -

山口敬太*・西野康弘**

Keita Yamaguchi, Yasuhiro Nishino

This paper aims to explore the formation process of riverside parks in Kobe city and its planning thought. The concept of riverside parks was proposed for disaster-resistant after the Great Hanshin Flood that occurred in 1995. Minoru Kouda asserted the concept of building green belts that is 100 meters wide along rivers in the discussion of the reconstruction committee of Kobe city. This idea was not adopted because of a difficulty of acquiring a government subsidy, but adopted in the postwar reconstruction policy. Before the great flood occurred, Kouda showed interest not only in disaster prevention and aerial defense but also urban greening. He was appointed chief of a professional sectional meeting of postwar reconstruction of Kobe city. The greenbelt plan has implemented by a land readjustment execution, and realized with a little reduction of the original plan.

Keywords: 復興都市計画, 帯状緑地, 公園道路, 阪神大水害, 復興土地区画整理

Reconstruction City Planning, Greenbelt, Parkway, Great Hanshin Flood, Reconstruction Land Readjustment

1. はじめに

(1) 研究の背景と目的

本研究は、神戸市の河川沿緑地の形成過程を明らかにすることを目的とする。神戸市の河川沿緑地・帯状緑地は戦災復興において計画・整備され、阪神・淡路大震災（1995）の復興においても重要な位置づけを与えられた。しかし、その計画が誰によって、どのように立案されたかなど、計画立案の実態は明らかにされていない。本稿では、阪神大水害（1938）の復興計画の策定過程における議論のなかに神戸市河川沿緑地計画の起源を探り、その構想の具体的な内容を明らかにする。また、水害復興の理念と戦災復興の理念との間の連続性について明らかにする。なかでも、構想主体としての古宇田實の言説を取り上げる。古宇田は水害復興時に神戸市復興委員会委員を務め、戦災復興時には神戸市復興委員会第一部会（総合企画・戦災処理）部会長を務めた。

戦前の日本では、都市の美観、防災、市民の慰楽、保健等を目的として、広幅員道路や公園道路の計画・建設が進められていた。横浜の日本大通り、札幌の大通はその嚆矢と言えるが、公園道路に関しては、明治神宮造営（1915-26）による表参道、外苑正面の銀杏並木、内外苑連絡道路^{1), 2)}や湘南海岸公園道路³⁾、尻川公園⁴⁾がよく知られる。計画に終わったもしくはごく一部の実現に終わったものは、たとえば名古屋市を取り囲む庄内川河岸の公園道路や、名古屋城南外堀沿いの美観街路としての帯状緑地の計画^{5), 6), 7)}、大阪の総合大阪都市計画における公園道路計画⁸⁾などが挙げられる。戦災復興で河川沿いに緑地帯を設けた鹿児島においても、1933年の段階で甲突川沿いの天保山公園道路（幅員4-20m）など10本の公園道路が計画決定された。この公園計画について、布田らは現地の状況に応じた合理的な判断を

下した上で行われたことを指摘している⁹⁾。一方、都市の防火帯としての街路や緑地帯の建設・計画も戦前から進められており、帝都復興事業による広幅員街路の建設のほか、函館大火（1934）復興の防火緑樹帯、静岡大火（1940）復興の防火緑樹帯道路などが知られる。これら戦前の公園道路や緑地帯の計画には、美観や保健・慰楽のみならず、防災や交通上の課題も含めた都市計画の総合性が認められる。この総合的計画のあり方や、各都市の実情や計画主体の個性によって生まれた都市構想の独自性を明らかにすることは、都市計画史研究の重要な課題である。

戦災復興においては、地域独自の都市構想が花開いた。河川沿いの帯状緑地に限っていえば、広島、鹿児島、徳島、神戸などで実現をみたが、神戸ほど多数の河川沿いに緑地帯が形成された例はない。神戸市の河川沿緑地の大部分は戦災復興による土地区画整理で実現したが（図-1）、阪神・淡路大震災（1995）の復興においてもその意義が積極的に認められ、広域防災帶・河川緑地軸として明確に位置づけられて^{10), 11)}、現在も公園・河川整備が進められている¹¹⁾。

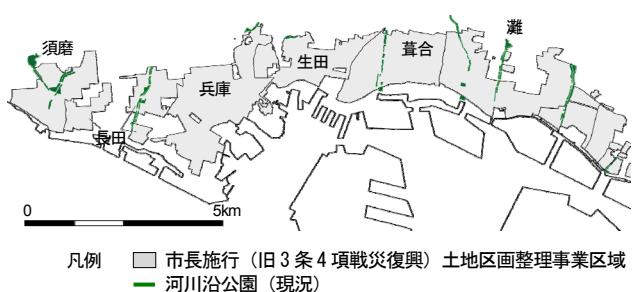


図-1 神戸市の土地区画整理事業区域と河川沿公園の分布
(「神戸市の土地区画整理事業区域一覧図」(2013) をもとに作成)

* 正会員 京都大学大学院 工学研究科 (Kyoto University)

** 正会員 大成建設株式会社 都市開発本部 (Taisei Corporation)

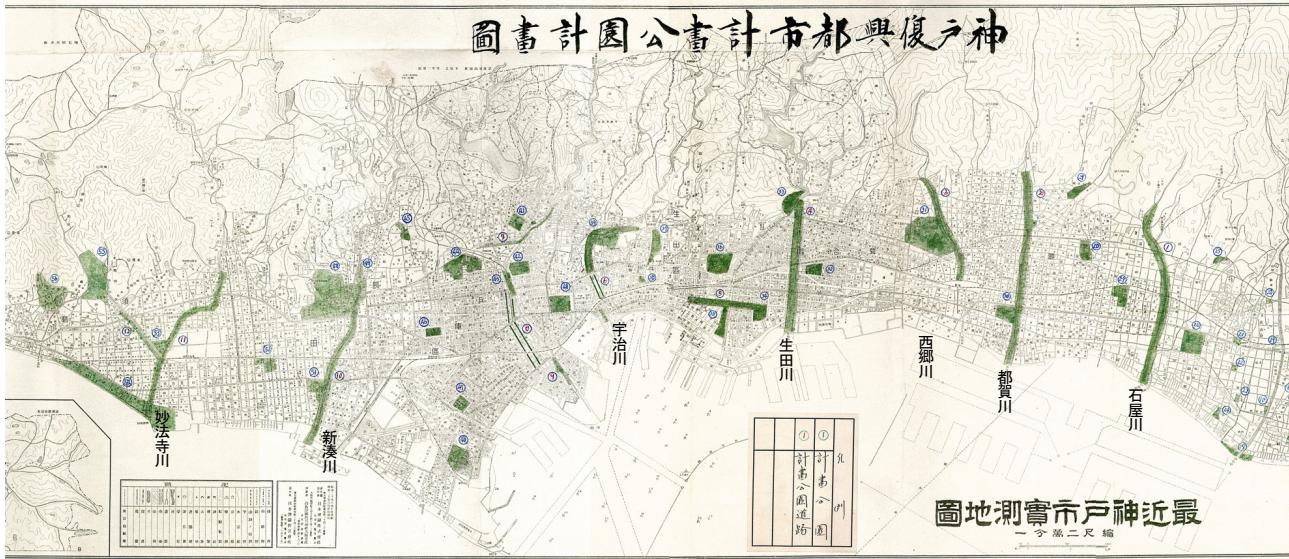


図-2 「神戸復興都市計画公園計画圖」(原図、部分) (1946) (河川名称は筆者が加筆)

先行研究について、戦災復興に関するものは『戦災復興誌¹²⁾』のほか、実際に復興事業に関わった小原啓司が体系的にまとめており¹³⁾、本研究の参考にした。自治体編纂の復興事業誌は刊行されていない。阪神大水害の復興については『神戸市水害誌¹⁴⁾』、『昭和13年兵庫県水害誌¹⁵⁾』に詳細な記録が残り、本研究においても基礎資料として用いた。しかし、計画内容については決定事項の言及のみにとどまり、決定をみなかった議論の内容についての記述はほとんどない。水害後の河川改良事業や事業の進捗については『新修神戸市史¹⁶⁾』に詳しい。このほか、松本¹⁷⁾、平井・西村¹⁸⁾、室崎¹⁹⁾、昌子²⁰⁾の報告や研究がある。しかし、河川沿緑地について、その計画策定経緯、立案と古宇田の関係、水害復興と戦災復興の連続性に具体的に言及したものはない。

(2) 神戸市河川沿緑地の概要

神戸市の戦災復興において計画された河川沿緑地は、神戸市独自の緑地設定計画要綱に基づき、昭和21(1946)年8月15日に公園56箇所、公園道路12路線(9線が河川沿緑地、3線が帯状緑地、合計面積240ha)として計画決定されたものである²¹⁾。河川氾濫や都市火災の防備に、広場や児童公園の役割を兼ねて、幅員70mの公園道路と河岸両側15mの都市計画街路を一体とした幅員100mの帯状緑地を6河川について整備する大規模な計画であった^{22), (2)}。この計画は戦災復興事業の縮小、都市公園法(1956)の制定による公園計画の再検討を経て、一部その規模を縮小しながらも土地区画整理事業を通じて実現された^{23), (3)}。

その初期構想の全体像は、「第二回都市計画兵庫地方委員会関係綴」(昭和21年7月26日開催、兵庫県県土整備部所蔵)に所収の「神戸復興都市計画公園計画圖」(図-2、本稿初出)から読み取ることができる。神戸市の緑地設定計画要綱²⁴⁾には「保健防災を主眼として計画し、兼ねて都市美の發揚を企図したり」とその全体方針が示され、河川沿緑地設置の目的は「特に防災を主眼とし、崩壊性の六甲山系

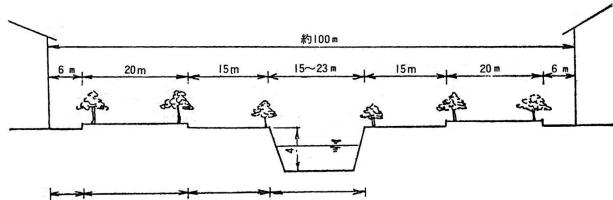


図-3 戦災復興計画当初の生田川の断面 (松本, 1979)¹⁷⁾

を背後に持つ本市としては水害の危険大なるを以て重要河川沿には緑地帯を設け、一朝氾濫の際の洪水敷とすると共に兼ねて遊水林の効果を圖りたり」と示された。氾濫時に洪水敷となる遊水林として位置づけた本計画はきわめて独自性の強い考え方であり(図-3)、その規模の大きさを鑑みても、日本の都市計画史上、重要な計画であるといえよう。

本計画はどのような経緯で立案されたのであろうか。神戸市においては、戦災に先立つ昭和13(1938)年、阪神大水害と呼ばれる未曾有の大水害の被害を受けていた⁴⁾。この水害復興計画として、昭和15(1940)年に河川沿道路が都市計画決定された。公園緑地については、塚野敏太郎が「昨年の大水害直後神戸高校長古宇田實氏等が災害と緑地の必要性を高唱、輿論の喚起に努められ、復興計画中にも相當の公園を含んでは居たが、政府の査定せられる處とならず(….)總括的な公園系統は既に我々の胸の中にあるのだ、残るは財源の問題である」と誌上(「景園」第七集、1940)で述べている²⁵⁾。これを手がかりとするならば、水害復興時の公園緑地構想とはいかなるものであったか、また古宇田實(建築家、神戸高等工業学校校長)はどのような貢献を果たしたか、という問い合わせが浮かび上がる。本稿では、神戸市における河川沿緑地形成の起源を探るため、阪神大水害の復興計画の策定過程と、実現しなかった水害復興時の公園緑地構想の内容、その構想主体としての古宇田の計画理念と、その戦災復興への影響について明らかにしたい。

2. 水害復興における河川沿道路の計画

(1) 阪神大水害以前の都市問題

阪神大水害（1938）以前、神戸市内の体系的な街路網は市区改正設計に続く昭和2（1927）年の街路計画によって定められていた²⁶⁾。計103路線で構成された街路計画は、3期にわたる都市計画事業によって実施が試みられたが、市債償還や国庫補助の無交付などによりその整備は遅れ、水害以前には大部分が未完成の状態であった。特に市街地を南北に貫く街路の不足が目立った。

空地の少ない神戸市においては、市街地において公園施設の見るべきものが少なく、公園整備は須磨浦公園や再度公園など山地に偏っていた。市当局は、市街地の公園施設の充実を図るために、平常時の水量が僅少であった中小河川に着目し、交通、経済、保健・衛生上の見地から、川幅を縮小し、土地を造成し暗渠に改修して、「芝生帯及び街園程度の廣場」を造成した²⁷⁾。生田川は、阪神地下鉄工事の残土を用いて埋め立てられ、暗渠への改修、植樹、張芝、園路の整備等により生田川遊歩道として整備された（写真-1、1932.7完成、幅員平均23m、延長約1.6km）。本事業は都市計画第三期事業によるが、同理由書には、生田川が交通上の障害であることと、塵芥が常に河岸に堆積し、衛生上の問題が看過できないために整理されたとある。加えて「事變ノ突發」に際して「東部市民ノ避難路線」となる機能も



写真-1 河川暗渠上の生田川遊歩道²⁷⁾



写真-2 河川暗渠上の雪御所公園²⁸⁾

与えられていた²⁹⁾。市内の天王川、石井川も暗渠改修され、雪御所公園（写真-2、面積約1.7ha、1936.4開園）が新設された。これら河川の暗渠化による公園整備は、用地買収の困難や公園事業費の不足という事情があつたためであろう。しかし、阪神大水害によってこれらの公園は破壊され³⁰⁾、河川の暗渠化が水害の被害を大きくした一要因であると認められたことで、水害後は開渠化へと方針が転換されることとなつた。

(2) 水害復興における河川沿道路の計画策定過程

阪神大水害の復興計画においては、治山と河川改修が最も重視されたが、河川沿道路・南北道路、公園緑地等の都市計画も重要な主題となった。そこで本節では、復興計画の策定経緯と各段階の計画案の特徴を整理する。

『神戸市水害誌』、『昭和13年兵庫県水害誌』の内容を精査した結果、神戸市水害復興計画の策定過程は、策定主体によって三つの段階に分けられる（表-1）。主な計画策定主体は、内務省技師、兵庫県水害復興専門委員会、神戸市復興委員会である。

兵庫県水害復興専門委員会（以下、県専門委員会）は神戸市を含む県全体の復興計画を策定する機関である（1938.7.20設置：以下、年号の記載省略はすべて1938年（月日の順）とする）。同委員会は、委員長を坂本助太郎（阪神上下水道組合管理者、元内務省大阪土木出張所長）が務め、委員は元内務技監や内務省土木出張所長ら、県市の土木部長・市水道部長など9名で構成された^{31), 32)}。一方、神戸市復興委員会（以下、市復興委員会）は神戸市長の諮問に応じ、神戸市復興に関し重要事項を調査審議する組織として設けられた（7.29）。会長を神戸市長の勝田銀次郎が務め、委員は神戸市会議員や兵庫県会議員、技術者、実業家など計83名で構成された³³⁾。市復興委員会委員のうち坂本助太郎のほか、西（県土木部長）、筧（内務省神戸土木出張所長）、荒木（市土木部長）らが県専門委員会委員を兼ねた。

(A) 兵庫県水害復興専門委員会原案

兵庫県専門委員会案の策定にあたり、県専門委員会の委員・幹事とは別に、内務省技師らを招いて意見を聴取した。水害発災（7.5）から3週間に満たない第2回県専門委員会懇談会（7.24）において、内務省の技師らが各専門部門の計画大綱を発表・説明した。赤木正雄内務技師が「水源治水及び砂防工事・山地取締に関する大綱」の説明を、宮本武之輔同技師が「水害対策河川改良計画大綱」の説明を行い、同じく磯谷道一同技師が、都市計画関係の神戸・阪神間水害復興対策を説明した。河川沿道路については、都市計画部門の道路項目中「南北道路ノ新設擴築」として「非常災害時ニ即應セシムル為河川ノ両側ニハ必ズ道路ヲ設ケルコト」、さらに渓流の溢流に備えると共に「防火防空避難等ノ用」のために「南北道路」を新設拡築することが参考案として示された³⁴⁾。緑地については、河川沿緑地については言及されず、避難公園の新設と風致地区指定の考慮が挙げられた。これらの大綱の内容はその後の県専門委員会案にほぼ引き継がれていることから、県専門委員会外の内

務省の各専門の技師が、県専門委員会案の素案の立案を行っていたことが確認できる。

県専門委員会は7月30日以降、計画立案のため4部門の水害復興専門小委員会を設けてさらなる精査考究を加えた。その結果は「兵庫県水害復興専門委員会河川小委員会決定事項³³⁾」（「神戸市復興計画参考案³⁴⁾」）としてまとめられ、神戸市復興委員会に提出された。

(B) 「神戸市復興委員会答申案」

第3回神戸市復興委員会（8.25）において、県専門委員会が作成し神戸市復興委員会に提出した「復興計画参考案」が示された。勝田・神戸市長が本案提出の理由を説明し、この専門委員会案が内務省の意見も聴取して作成されたこと、国庫補助を得る必要上実行可能な案を必要としている旨を述べ、復興委員会委員にその了解を求めた。市復興委員会は小委員会に付託し、県専門小委員会の決定事項に基づいて、答申案策定のための審議検討を重ねた。その間、次章で詳述するが、岡崎忠雄復興委員より同委員長に意見書が提出（8.30）され、続いて榎並光造（神戸商工会議所会頭）（9.3）、古宇田實（9.5）より意見書が提出されている。

審議の結果、第8回の市復興委員会総会（9.21）において、答申案は12字句の修正を経て原案の決定をみた。これを「神戸市復興委員会答申案」（9.21）とする。なお、「神戸市災害復興計画一覧圖」（神戸市立中央図書館所蔵）は答申案の内容を一覧図化したものである（図-4）。

(C) 「兵庫県復興委員会答申案」

兵庫県復興委員会は神戸市復興委員会答申案を受けて県復興特別委員会（9.23）、復興委員会本会議（9.26）での可決を経て、「復興委員会答申案」を決定した。河川沿道路新設拡築については、市内7河川と市外5河川が認められたが、国庫補助決定後には原計画935万円が約195万円に縮

小し、公園新設の補助は認められなかった³⁵⁾。県市の政府への猛陳情など、この経緯については『神戸市水害誌』に詳しい。

(3) 水害復興都市計画案の変遷

水害復興都市計画案の変遷について述べる。先ず、河川沿道路について、河川ごとの計画の変遷は表-1^{14), 15), 34)}の通りである。案を比較すると、県専門委員会の原案（A）に対し、市答申案（B）、県答申案（C）では幅員が若干広げられている。原案（A）では、河川断面改良分の道路の計画幅員は「水防用」（河川管理用）として1台自動車が通りうる3.4mとされていた。これが市答申案（B）において、河川の「両側又ハ片側」を両側のみにし、幅員5-6mに拡幅することが答申され、県答申案（C）はそれを反映させた。

「南北道路」については、原案（A）において「交通幹線たるべき南北道路の見るべきなきを以て災害区域に於ける防火、防空避難等の用に供せしむる為³⁶⁾」という理由で、不足している南北幹線の新設拡築が計画された。市答申案

（B）では「暗渠埋設用道路新設」に、県答申案（C）では「渓流放水路沿道路」に改称されながらも、計画案は引き継がれ、8路線が計画案として決定された。

東西幹線道路は市答申案（B）では山手線、海岸線阪神国道が認められたが県答申案（C）では山手線のみが認められ、海岸線、阪神国道は災害対策として附帯希望事項として、その実現をはかることになった。

河川沿緑地については、市復興委員会における議論の結果、「中小河川沿道路には緑地帯を設けられたきこと」という希望事項が市答申案（B）ではじめて盛り込まれた。しかし、県答申案（C）には反映されなかった。

公園については、水害による残砂の処理を主目的として、



図-4 「神戸市災害復興計画一覧図」（原図、部分）（1938）（河川名称は筆者が加筆）

表-1 神戸市水害復興計画中 河川沿道路の計画の変遷

河川名	A 兵庫県水害復興専門委員会原案 (1938.8.24) 道路幅(m), 費用(円)	B 神戸市復興委員会答申案 (1938.9.21) (「神戸市復興計画一覧図」)				C 兵庫県水害復興専門委員会案 (1938.9.23) (道路幅,費用)	国庫補助決定後の河川沿道路費(円)	実施計画案 (1939.3.11) () は予算認められず (「神戸市水害誌附図」参照)	戦前の都市計画事業決定	
		延長(m)	川幅(m)	河川沿道路幅(m)	費用概算(円)					
石屋川	4-8m, 115万余	2250	10	10	105万余	5-10m, 105万余円	33万余	左岸 5m, 右岸 11m (土木局 5m, 計画局 6m)	御影町石屋より灘区高羽に至る右岸 11m(1860m)	
新田川		600	7	5-8						
都賀川	4-8m, 113万余	1800	20	10		5-10m, 123万余円	50万余	左岸 6m, 右岸 11m (土木局 6m, 計画局 5m) 左右とも 5.5m	海岸より灘区役所に至る右岸, 河川合流点付近都賀川, 六甲川右岸, 11m (1387m)	
六甲川		1200	15	5-10						
榎谷川		700	10	6-10						
西郷川	4-8m, 89万余	1750	7-12	5-8	47万余	5-8m, 47万余円	—	(左岸 1-5m, 右岸 5.5m)		
生田川	10-14m 片側 6m	55万余	1800	14.5-23	10-14	6-10m, 34万余円	—	(左右とも 10m)		
芋川		500	6	6						
宇治川	4-11m, 96万余	2700	10 (上流)	5-11	107万余	5-11m, 107万余円	30万余	本川 : 左岸 1m, 右岸 11m (土木局 5m, 計画局 6m) 楠谷川 : 左岸 1m, 右岸 3m	橋橋より上流山麓道路に至る右岸 11m(1160m)	
新湊川 (茹藪川以北)	6-8m		2515	35	10			(左右とも 5m)		
新湊川 (茹藪川以南)	8-11m	411万余	2045	40	10-12	366万余	6-12m, 366万余円	—	(左右とも 5m)	
天王川	6m		720	13	6			(左右とも 5m)		
茹藪川	5m		1800	10	6			削除		
妙法寺川	8m	342万余	5350	10-16	5-10	149万余	8-10m, 149万余円	80万余	南部 : 右岸 5.5m, 左岸 11m (土木局 5.5m, 計画局 5.5m), 北部 : 右岸 5.5m, 左岸 11m (土 3m, 計 8m),	海岸より山麓道路に至る左岸 11m(2350m)
天井川	5.5m		1000	8	5.5					
千森川	6m, 76万余	1150	7.5	6	50万余	—	—	削除	—	

布引、板宿、篠原、石井、二宮の 5箇所を定めた原案 (A) に対し、石井、二宮を除き下三條荒田方面、大倉山東の 2 公園の新設を定めた市答申案 (B) が提出された。しかし、県答申案 (C) では布引と大倉山東の 2 公園のみが認められられるに過ぎなかった^⑦。

3. 水害復興委員会議事にみる復興の都市像

(1) 河川沿空間の改良方針と古宇田實の意見

河川沿緑地の計画が、県答申案 (C) には採用されなかつたものの、市答申案 (B) に「希望事項」として「中小河川沿道路には緑地帯を設けられたきこと」と明記されたことは、後の戦災復興における河川沿緑地の計画理念との連続性を探る上では看過できない。

実際に、神戸市復興委員会の議論には、この河川沿緑地帶に関する活発な議論がみられた。この議論および構想的具体的内容を「神戸市復興委員会議事速記録」をもとに明らかにしたい。また、なぜ本案が希望条件にとどまったかについても考察を加えたい。本節以下の引用内容は、注がない限り「神戸市復興委員会議事速記録」からの抜粋である。ただし原文の片仮名書きを平仮名に改め、字体も一部旧字体より新字体に改めた。

神戸市復興計画における河川沿道路の議論は、最初に河川断面の改良方針の議論のなかで起こった。第1回神戸市復興委員会 (8.16)において、兵庫県水害復興専門委員会の各部門の主査から、復興の基本的な方針についての説明がなされた。河川両側の空間については坂本助太郎（兵庫県水害復興専門委員会委員長）から、水深は出来るだけ深くし床張にすることに加え、「水が出ますと言ふと、矢張り多少其の邊に流木が引懸かる、或は水防をする必要があり

ますから、川の両側或は片側に水防用として幅員三米乃至四米の道路を拵へよう」と説明があった。

同日に示された兵庫県水害復興専門委員会による素案 (A) に対して、古宇田實委員は「復興と云ふよりも復舊と云ふ方に重きを置いて居るやうな感じが致します」、「物足らない」と不満を表した。その3日後の第2回神戸市復興委員会 (8.19)においても古宇田は、災害の主要因は建築物にあるため、これを防御することが極めて大事であるということを前提として、河川の両側に「相當廣い遊歩道等」を設けることが必要であると、以下の通り自説を展開した。

「私が平常から或は都市計畫委員會に於て、或は都市研究會に於て、或は新聞、雑誌等に於て、過去十数年に亘つて自分の説として述べて居ります事柄は神戸市を幾つかに區割して、さうして海から山に沿うて道路を造り、其處を遊歩園のやうな形にして、さうして或は五つ、或は七つぐらいの區割に神戸市を區切つた方が宜からうと云ふ説を立てて居るのであります」

「(河川沿の遊歩園について) 大きな都市計畫と云ふ根本政策から (…)
平常は遊歩園にして置いて、水の溢れた場合には其處を流す、溢れた水が流れるやうに、平素は其處を遊歩園、或は防空の場所として置く (…)
川の両側にあります三米か四米ぐらいの歩道の代りに、五十米若しくは百米ぐらいの遊歩園を設け、其の間に道を造つて其處へは何も建てさせない、若し建てる場合には最も堅固なるものを建てるやうに命ぜる (ような方法を探ることが宜しい)」

(()) 内は筆者による注

古宇田案の内容は、山津波による災害防備のため河川断面を相当広くする必要があるが、平常時は水量が少量であるため、河川の両側に 50-100m の遊歩園を設け、これに放水・防空の機能を持たせるというものであった。この複数の「遊歩園」によって神戸市を 5 つから 7 つに区分し災害に備えるというのである。後に提出された意見書にはその詳細が論じられているが（表-2）、遊歩園案には放水・防空の防災面のみならず、平常時の衛生、娯楽、美観、さらには有事の際の集合地・避難地としての機能が考慮されていた。このような河川沿の空地の形成による都市改造こそが、古宇田の主張する復興構想であった。

（2）根本策としての河川沿空間改善の主張

「神戸市復興計画参考案」が示された第3回神戸市復興委員会（8.25）において、その冒頭、勝田銀次郎神戸市長は「此の専門委員會等の御意見と云ふものは相當権威のあるものとして私共取扱つて行かなければならぬ立場にあるのであります」と委員らに釘を刺した上で、特にお願いしておきたいこととして、答申案の作成において「實現性のあるもの」にする必要があること、すなわち理想案のみを掲げるのではなく、政府の援助の了解を得なければ事業遂行ができないことを訴えた。

しかし、参考案に対して、まず復興委員会委員の岡崎忠雄（神戸商工会議所会頭）が、原案の南北道路や公園について、「どうも少し小さいではなからうか」とその規模の小ささを取り上げ、また河川沿道路についても「此の道路の幅員をもつと擴げると云ふ譯には行かぬものであるか」、「どうも五間や六間位の道では餘りどうも遊歩道路なり或は南北幹線に使へると云ふやうな廣さにはなりませぬ」とその拡幅を主張し、さらには「川沿ひの道を廣くしまして、

さうして之を遊歩道路の形と云ふことは市民の為に大變結構なこと」と、古宇田の遊歩園案を支持した。また岡崎は、費用の問題はあるとしながらも、緑地帯を設けることの意義についても述べた。このように、現実案を推進する神戸市長らと、理想案を推進する古宇田や岡崎ら一部の神戸市復興委員会委員側で、意見の相違が表出した。一方で、政府の予算編成時期が 9 月に迫っており、神戸市復興委員会としては答申案作成を急ぐ必要があった。

第4回神戸市復興委員会（8.29）では、河川、河川沿道路について、幅員を含む原案の詳細な説明が荒木神戸市土木部長よりなされ、第6回委員会まで理想案と現実案をめぐって議論が続いた。その間、8月30日から翌9月5日の間に、先述した岡崎と古宇田、さらに榎並充造より、神戸市復興委員会会長・勝田市長に対し、建議・意見書が提出された（表-2³⁴⁾）。河川沿道路は主要な論点として幾度も取り上げられたが、その内容は、3-4m の計画原案を少なくとも 11-22m として遊歩道の形式とすること（岡崎）、築堤上に遊歩道を設けること（榎並）などであった。

防空委員でもあった古宇田は、水害のみならず、防火、防空を考慮した計画立案を一貫して主張し続け、「五十間位」の非建築地（遊歩園兼防空施設）をその根本策と位置づけた。この古宇田の案は戦災復興の河川沿緑地とほぼ同様の計画案となっている。古宇田は水害の被災状況に対し、「若し此の道路が決まつて家が建つと云ふ風なことになりましたならば、後で再びそれを取拂ふと云ふことは頗る困難だらう、茲が私共此の機會を利用することが最も大事であり、又此の機會を失つたならば大いに後悔する」と、被災を機会と捉え、積極的に利用するべきであると論じた。

表-2 神戸市復興委員会の意見書にみる河川沿空間の考え方

意見者	要旨と抜粋（下線は筆者による。原文の片仮名書きを平仮名に改め、字体も一部旧字体より新字体に改めた。）
岡崎忠雄 昭和13年 8月30日付	河川沿道路が 3-4m の幅員では「到底羊頭狗肉の誇を免れず」とし「概略的には少くとも路幅は十一米乃至二十二米位は必要」と主張。また、拡張した道路は遊歩道路の形式を探ることを希望。 「一、河川小委員會決定事項中、川添両側又は片側に水防用として幅員三・〇米乃至四・〇米の道路を設けること、とあり予は此の新設道路の幅員を土地の情況の許す限り擴張し、出来得れば遊歩道路の形を探られんことを望む」
榎並充造 昭和13年 9月3日付	遊歩道式築堤の設置を主張。 二、河川改善対策 「河川流域の両側に遊歩道式築堤を設くるに於ては一面火災警防線又は集團的利用等に最も適當と認む」
古宇田實 昭和13年 9月5日付	意見書中の一から九の私案のうち、二と四が河川沿道路・緑地に関するものであり、古宇田案の骨格をなす水防並びに防空のための放水地（空地、放水道路と遊歩園）の設置を主張するものである。 二、南北直通の大放水路河川と補助的放水園（假稱） 「南北直通の大放水路河川は其主要なるものを大體六本乃至七本程度とす、これを西方より列舉すれば妙法寺川、新湊川、宇治川、生田川、都賀川、石屋川等で地勢に應じて尚ほこれに一二本を増加するか或は反対に省き得るものもあるかも知れない」 「今回の如き山津浪が再来すれば、原案の河川断面でも到底飲み込めるものと思はれず、自然大に溢ることを期せねばならぬ反之平素は極めて少量の水が流るるに過ぎぬ故、寧ろ其断面を縮少しても、これに代ゆるに両岸に五十乃至百米位の遙かに大なる平地を残し、これを溢れたる水に對する放水地となし、適當に其水を抜くことも考慮される更に其の放水地の両側は高める建築敷地と防水構造と相待つて災害を防止減少致さうと云ふのである、そして右放水地は平素はこれに所謂放水道路を附し其他は花壇式庭園 Sunken Garden 又は遊歩園を設け、一は衛生に娯楽に又美観地區ともなし有事の際は市民の集合地、避難地或は防空上の施設を行ふものとすれば一舉両得であろう。」 四、都市計畫と防空用地 「此計畫（河川両側遊歩園）は此際が最も好き機會であり、此機會を失へば反て容易に再び求め得られぬであろう」

(3) 神戸市当局の復興方針

第5回の復興委員会（8.31）において、坂本委員（県専門委・委員長）から、河川沿道路の計画案は「堤防、詰り水防用として現在の道路を作るならば先づ一自動車が通り得れば宜い」という理由で決められたこと、古宇田らの主張では緊急の水防用としての道路事業にあたらないとの説明がなされた。

また荒木市土木部長が、河川沿道路の事業費の点から説明を重ね、河川沿道路の事業費用は河川改修費と道路建設費の両方の使用を予定していること、そのうち河川改修の費用には3分の2（重要河川）もしくは2分の1（準用河川）の国庫補助を見込んでいるが、これに対して道路の場合は国庫補助の見込みが不明であると説明した。その上で、勝田神戸市長は、古宇田の根本対策としての防空を考慮した計画案に対しては、防空を含めると国庫補助獲得の障害になると主張し、今回の災害に便乗して防空を考慮した大きな計画を立てたとしても実現できるかどうかは疑わしいこと、神戸市長としては防空も火災もとあらゆる事をこの機会において解決しようという考えは持っていないことを述べ、「それは實際實行不可能である」と断じた。

これら市当局の河川沿空間の改善に対する消極的姿勢に対して、一部の理想案推進者は主張を続けたが、市復興委員会では河川沿道路の大幅な拡幅は認められなかつた。結局、勝田市長自ら「五米乃至六米ぐらいのところにやつて貰うたならば」と提案し、復興委員会としては原案の幅員3-4mを水防用として両側に5-6mに若干拡幅するにとどまり、賛成多数で答申案の決定をみた。

(4) 河川沿空間の設計における美観

第8回神戸市復興委員会（9.21）において答申案は決定をみたが、本答申案の説明に際し、設計上の補足説明がなされた。すなわち荒木市土木部長が、河川断面に複断面を採用することについて、生田川上流などの高水敷の箇所には「遊歩道」もしくは「遊び場」を設けること、河川両側の道路には並木などの植栽を行うことを説明した。

古宇田は、答弁不要であると前置きした上で、最後の主張として、その設計上の美観の考慮を訴えるとともに、「デザイン」においても最善を尽くしてほしい旨述べた。すなわち古宇田は、河川について「唯排水と云ふことに重きを置く傾向」に対し、「神戸市と云ふものは左様なものではない、是は相當美と云ふことを考へに入れる必要があると考へます、でお願ひしたいと思ひます事は、河川に付て相當美観或は美と云ふ事もお考へ願ひたいと云ふ事を申上げたいのであります」と主張した。この古宇田の発言からも、遊歩園構想は美観が大きく考慮された上のものであったことが確認できる。

(5) 戦前における都市計画事業の実施

国庫補助^⑧の承認を受けた後の昭和15（1940）年3月、都市計画兵庫地方委員会の議を経て神戸都市計画街路の追加変更および事業年度割が認可された^⑨。

河川沿道路の事業費が認められたものは、兵庫県最終案

の通り幅員11mで計画され、一方で事業費が認められなかつたものは河川断面改良による幅員5-6mの道路が計画された。同事業は、甲河川のうち8河川について実施されたが、戦前の事業執行は僅かであった^{⑩), ⑪)}。

県の復興計画から削除された公園については、防空に基づく緑地計画として、市独自の予算をもって事業化が進められた。これについて、前述の塚野敏太郎は「此の上は他の事業を犠牲にし、財布の底をはたいてでもやらうと云ふ鐵腕勝田神戸市長の肚は決つた（…）小刻みに（然し相當な犠牲を拂つて）實行に移されることとなつた^{⑫)}」と述べている。都市計画兵庫地方委員会（1940.2.13開催）において3カ所の緑地公園も承認され、須磨緑地公園（2.95ha）、会下山緑地公園（1.14ha）、王子町緑地公園（6.04ha）の事業化のほか、小公園の整備も進められた^{⑬), ⑭)}。

一方、市内の防火対策は市の兵事防衛課、県の警防課が推進したが、市兵事防衛課は指導研究機関として学識者や県警防課技術官、軍部代表などの防空関係者を網羅した「防火改修研究会」が組織され（第一回会合 1940.4.5）、同会の会長は古宇田實が務めた^{⑮)}。

県都市計画課においても、防空道路計画として幅員40mの道路を市内の河川を中心として設け、市街地を20ブロックに区分する計画^{⑯)}や、空襲・火災に備えた防火緑地帯の計画の調査を行っていた。市街地を区分する南北の防火線がない現状に対して、「緑樹地帯は大體幅員百米以上、道路の両側は並木六率以上を植込んで防火線地帯をつくり」、不燃焼物による防火改修と防火用水槽を配置する防火計画を立案していた^{⑰)}。

4. 古宇田實の都市構想の源流

古宇田實^{⑱)}は、戦災復興時には神戸市復興委員会第一部会部会長として、河川沿緑地計画の策定審議に関わることとなる。古宇田の専門は主に古建築であったが、阪神大水害の発災以前から都市防災の重要性を論じ、雑誌や新聞に自説を展開していた（表-3^{⑲), ⑳), ㉑), ㉒), ㉓), ㉔)}。この主なきっかけは関東大震災であったといえるが、震災直後から風水害や火災のみならず、空襲に対する防備において都市計画の必要性を訴えていた。阪神大水害以前より都市防災のための具体的な手段として、耐震耐火の建築構造のほか、防火地帯の設置、市街地の区分、防火地帯の遊園地化、河川沿いの土地の具体的な防火地区化等を論じていた。また、その際、道路の整理、幅員の増大、街路樹の植樹など、道路・公園等の役割も強調していた。

一方、古宇田は都市の美観の向上や、都市緑化の推進についても強く主張していた。大正8（1919）年より建築装飾研究のため欧米留学を行っており、そこで欧米都市の美を目の当たりにしたためであろう。実際に、都市美については、諸外国の公園を連結する並樹道路や「緑化の美」を、日本の都市計画の参考事例に位置づけ、「これ丈は真似したいと痛切に感じさせられるのであります」と訴えている^{㉕)}。

以上を鑑みれば、神戸の復興において主張された古宇田

表-3 水害前の古宇田寛の執筆記事に見る都市防災と美観の考え方

題目（文献）	都市防災、美観に関する記事の一部抜粋（「」内）と要約（下線は筆者による）
関東震災より得たる教訓と将来の災害防止の研究 (建築と社会, 1923)	将来の建築に用いるべき建築構造と材料について論説し、さらに近代都市計画・設計について「日本の都市には近代の設備を施こせる都市らしきものは一つもない」と断じ、パリやベルリンなどを例に挙げて「 <u>これ等の都市の生命とする處は道路聯絡、形式と巾廣きこと、並樹道路の多きこと、河川を防火上に利用し両側にあまり家を建てぬこと</u> 、要所に大なるスクエアを設け、尚大公園を市の中央部若しくは一部に設けてあること等である」と、都市計画については英仏独の都市計画の研究を重ねるべきとした。
大震災に因る教訓と将来の災害防止 (神戸新聞, 1923)	将来の災害防止のため、防火地域の設定、耐震耐火の建築構造、道路・公園等の設備、すなわち「完全なる都市計画の実行」が肝要であるとした。また、天災のみならず、空襲の可能性にも言及し「仮に外国と戦争を開いたら、としたら忽ち空中より爆弾を落されるそして其結果は第一に水道の水源地、交通機関、官衙、銀行、其他主要なる大建築は其目標となり、破壊されるので今回の震災と余程類似の結果を来すことは明かである」、「これが予防方法を構することは独り東京、横浜、横須賀地方に限らず大都市には急務であると云わねばならぬ」と述べた。都市美の参考事例として、ドイツ諸都市の景観（ニュルンベルグ、マンハイム、フランクフルト）を挙げた。
都市計画と建築藝術：通常大會講演録一 (建築雑誌, 1925)	「都市建築」という用語を用い、建築の配置は芸術的にに行いたい、公園的に取り扱いたいと論じ、「即ち都市には大公園が幾つか出来、其間に小公園が出来てそれと大きな並樹道路（アベニウ）等にて連絡し、全部を藝術的に扱ひますことに依て都市の値打が出来る」と述べた。防火、耐震、戦争防備の面から鉄筋コンクリートの優位性を挙げるとともに、建築と並木、都市美の事例として、パリ、ロンドン、ヴェネチア、ニュルンベルグ、マンハイムを挙げ、大小の公園を連結するための並樹道路はタウンプランニングによって考慮された結果であり、我が国の都市計画においても大いに参考になるとした。
軍縮會議と都市建築 (建築雑誌, 1930)	都市の防備について安心できない、実際頗る危険であるとし、何により安全を期するかについて、「これが對策は都市計画の實施に基き都市建築の改善に待たねばならぬ」、「乃ち <u>道路の整理、幅員の増大</u> と共に街路樹を植ゑ、又一方には大小公園を増設してこれ等の <u>聯絡を取り</u> 、鐵道はなるべくこれを地下に納め、建築はこれを耐震耐火となし屋上には庭園を設くる等によるのであります。此くて一面空より目標を避くる為に <u>全都市を緑化し公園化</u> するにある」と主張した。加えて、緑化は美観を増し、衛生面も効果は大であると訴えた。 諸外國事例（ベルリン、パリ、ハリウッド（ロサンゼルス）、パサデナ）を例示し、これらの美は「建築の美ではなく寧ろ並木による緑化の美、庭園化の美であると指摘し、「 <u>これ丈は真似したいと痛切に感じさせられます</u> 」と述べた。
災害防備には天然に順應せよ* (都市研究, 1930)	天災（風水害、火災、空襲）に対する防備について、都市計画によってある程度避けられること、都市計画に基づいて公園や広場など、防火地帯あるいは防火地区を設ける必要があると述べた。神戸については、「現在神戸の都市計画は比較的に遅々として進んでゐませんが、かういふ時萬一風水害に火災が伴ふと神戸市の中に公園がどれだけあらうか、あるひは大きな道路がどれだけあらうか、これを考へれば實に神戸でも恐ろしいやうな感じです」と、その災害に対する脆弱性を指摘し、神戸の天然の地形を利用して、「 <u>幾つかの地区に分けてその間に防火地帯を設けるといふことが必要ぢやないか</u> 」と提案した。具体的には「この防火地区は平素は遊園地とし、何かことのある時には裝備して避難地区あるひは避難道路とすることも出来ます」とし、この土地の好適地として、天井川、新湊川、大倉山-神戸駅、生田川、都賀川、石屋川、住吉川を挙げ、「 <u>これら（河川沿いの土地）を防火地区として是非残して貰いたい</u> 」と自説を述べた。 (注: *の2つの記事はほぼ同一の内容である)
災害予防には天然に順應せよ* (神戸新聞, 1934)	

の放水地（空地、遊歩園と放水道路との一体構造）案を考えるにあたり、都市の防災・防空のみをその目的としたのではなく、都市の美観形成の側面も考慮されていたと考えるべきである。古宇田の河川沿いの遊歩園設置の主張は、関東大震災の体験を契機とする都市の防災・防空の理念⁽¹²⁾と、欧州の都市美への憧憬を動機とする都市の美観・緑化という理念の双方に基づいていた。この点で古宇田独自の都市計画理念を見出すことが出来る。

5. 戦災復興における河川沿緑地の実現

(1) 戦災復興都市計画の策定と河川沿緑地の立案

戦災復興院によって決定された「戦災地復興計画基本方針⁽⁵⁰⁾」（1945.12.30 決定）には、街路の整備方針として、主要幹線・補助幹線に加えて、必要に応じて幅員 50-100m の広路または広場を配置し、防災および都市美の構成を兼ねることが示された。また緑地の整備方針として、公園道路も含め系統的に配置すること、市街地面積の 10%を目処として整備すること、必要に応じて市街地周囲の農地、山林、

原野、河川等空地の保存を図るために緑地帯を指定し、市街地への楔入を図ることが示された⁽⁵¹⁾。政府において閣議決定されたこの基本方針を受け、神戸市では神戸市復興委員会が神戸市復興基本計画要綱を策定した⁽⁵²⁾（1946.3.16 決定）。緑地については本要綱に基づいて、緑地設定計画要綱を策定し、具体的な計画指針を定めた⁽⁵³⁾。

神戸市の復興都市計画を策定したのは神戸市復興本部（1945.11.1 設置）であるが⁽⁵⁴⁾、その本部長には中井一夫神戸市長が、副本部長には原口忠次郎⁽¹³⁾があたり、実質的には原口が指揮したとされる⁽⁵⁵⁾。戦災復興を指揮した原口忠次郎は、昭和 14 年より内務省神戸土木出張所長として大水害の復興を指揮していた。この原口を引き込んだのは中井市長であり、中井市長から「復興のことは全面的に任せる」、「君が市長のつもりでやってくれ」と言葉を受けたことを、原口は自伝で述懐している⁽⁵⁶⁾。また原口の助役就任時には、中井市長より「私のかけ替はあつても、原口博士のかけ替はない、神戸復興のためには二人と得難い人物である」との働きぶりに対する称賛が報じられている⁽⁵⁷⁾。

原口の自伝によると、原口は神戸復興委員会を中心に戦災復興基本計画を立てたが、その際、「大都市の復興については中央の戦災復興院からこまごまとした指示がいろいろあったが、私はそれには余り気も止めず思う通りに仕事を進めた」という。また、戦災を「いまこそ神戸という都市を、生まれ変わらす絶好のチャンス」として捉え、新しいプランの実現を求めて10の専門部会の専門家たちに考えてもらい、「その中からいろいろなざん新なプランが生まれた」と振り返っている。河川沿緑地もこれに含まれる。ここに、神戸市復興計画の策定における独自性発揮の態度が認められるが、原口が戦災復興院の指示をそれほど顧慮しなかつたのは、原口が戦前、内務省神戸土木出張所長（勅任一等官）を務めていたことが大きいであろう。

神戸市復興本部長（市長）の諮問機関として神戸市復興委員会（以下、市復興委員会）が設けられ、復興に関する重要事項が企画審議された。市復興委員会には専門ごとに10の部会が設けられ¹⁴⁾、専門部会うち街路および緑地計画については第1部会（総合企画・戦災処理）と第6部会（地区・街路）が審議にあたった⁵⁸⁾。

専門部会第1部会の部会長は、水害復興の際に河川沿いの遊歩園を提唱した古宇田實が務めた。第1部会は計3回開催され、緑地に関しては第1回目の部会で言及されている。第1回部会（1946.2.7）における議題の論点は、戦災復興基本方針、神戸市戦災復興基本計画、戦災土地区画整理の3点であった⁵⁹⁾。紙上には「第一部会における神戸市復興基本要綱によると（…）市街地の一〇パーセントを緑地とする基本に則り石屋川から妙法寺川に至る市中七本の河川沿いに幅員百米の緑地帯を設け市民運動場、王子公園、東遊園地等を拡張して一大総合運動場または産業公園を現出する⁵⁹⁾」と報じられており、当初から幅員100mの緑地帯の案が示されていたことが分かる。

第3回神戸市復興委員会（1946.3.16）において復興基本計画要綱の答申案が決定したが、本会において古宇田實（第1部部会長）は「縣立に政府に向つては主張すべき處は強硬に市民の為め市の為めに主張してほしい」と市の自主的な決定を訴えている⁶⁰⁾。

（2）県市の復興の都市像とその相違

兵庫県復興審議会は兵庫県復興専門委員会の原案に基づき道路・緑地計画案をとりまとめた⁶¹⁾（1946.3.23に決定）が、その内容は神戸市復興委員会案を大きく縮小したものであったため、この県市の計画方針の相違が紙面に報じられた⁶²⁾。その一つが河川沿いの緑地帯の計画について、市復興本部案である河川沿いの幅100mの緑地帯に対し、兵庫県復興審議会は幅50mの「狭小なもの」しか認めなかつたことである。この幅には河川空間を含むため、これは実質的には河川沿緑地の廃止を意味していた。もう一つが東西を貫く幹線道路の本数であり、県は幅員50mの道路は海岸線1本のみしか認めなかつた。

神戸市復興委員会では、大港都の面目上からも美観、防災の見地からも絶対に2本以上の大幹線路が必要であると

して、全面的に県復興審議会の決定に反対の意を表した。昭和21（1946）年3月28日、中井神戸市長は戦災復興院にこの県と市の見解の相違を提示し、その決を求めた。その結果、戦災復興院は神戸市案を全面的に採決する旨確答をし、これにより、東西大幹線道路は海岸線と中央幹線の2本に決定、河川沿緑地も市復興本部の原案通り幅員100mに決定された。

神戸市緑地設定計画要綱に挙げられた4種類の公園緑地の計画面積によると、河川沿緑地が市内の公園緑地面積の約25%を占め、公園施策上も大きな位置づけ⁶³⁾が与えられることとなった。

（3）都市計画公園道路決定から土地区画整理の設計へ

神戸市河川沿いの「百米幅の緑地帯」の具体的な内容が紙上に報じられている。すなわち、「水害史にかんがみ市街を流れる各河川の両側には二十米ないし二十五米づつの洪水敷を設けその外側に十五幅（ママ）の歩道を敷設し洪水敷地帯は植樹帯として普段は“遊歩公園”化すること、また洪水敷のなかに児童遊園や休憩所、花壇や運動場等を設け、平常は緑のオアシスとして利用する計画が示された⁶⁴⁾。同記事はまた、本案が戦災復興院の審議会において「絶賛を博した」ことを伝えた。

その後、昭和21（1946）年5月に幹線街路58路線が都市計画決定され、同年8月にそれらの一部変更および補助幹線街路69路線が追加で都市計画決定された⁶⁵⁾。これには水害復興時には認められなかった河川沿道路も含み、その幅員は水害復興時の11mから15mに広げられた。これは国が補助幹線街路幅員を15mと規定したためであると考えられる。また同月、公園56ヶ所と公園道路12路線が新たに都市計画決定された¹⁵⁾。

神戸市において都市計画決定された「公園道路」は、戦災復興院による「緑地計画標準⁶⁶⁾」（1946.9.27）中の「公園道路計画標準⁶⁷⁾」に示された公園道路とは、その趣旨を異にするものである。戦災復興院による計画標準によると、公園道路は「主として散歩、乗馬、ドライブ等の用に供するもの」とされ、その幅員は遊歩道3m以上、ドライブウェー6m以上とされている。この規定にみる公園道路の本質は、快適なドライブを中心として乗馬道、遠足路を併有する慰楽機能にあり、緑地系統の構成や景勝地迂廻性にあった⁶⁸⁾。これに対して神戸市において都市計画決定された公園道路は、緑地帯と河川の合計幅員がおよそ100mと極めて広いものが、東西に広がる市街地を区分するように複数本計画されている。これはむしろ「戦災地復興計画基本方針」（1945.12.30）中の「街路」に関する「必要の個所には幅員50米乃至100米の広路又は広場を配置し利用上防災及美観の構成を兼ねしむる⁶⁹⁾」という方針に近い。神戸市の河川沿緑地による復興像は、幅員100m程度の線状空地を設けるという点で、戦災復興院の方針と一致したのである。

本公園道路は、公共団体施行の戦災復興土地区画整理により実現をみるが、同土地区画整理の事業決定（1946.9.18）

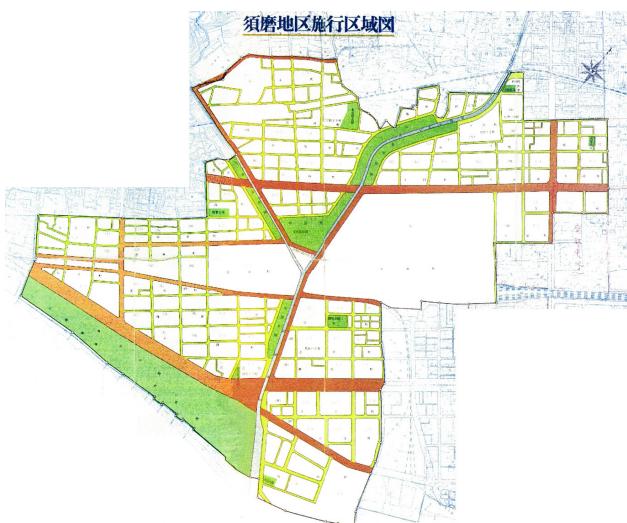


図-5 須磨地区復興土地区画整理事業施行区域図 (1980)

その後、昭和 22 (1947) 年 9 月から 12 月の間に、灘地区 (石屋川右岸、都賀川、青谷川緑地帯含む)、須磨地区 (妙法寺川、天井川緑地帯含む)、長田地区 (新湊川緑地帯含む)、葺合地区 (新生田川緑地帯含む) についてその実施設計が認可された (図-1)。この事業決定、実施設計の迅速さこそが、神戸市において大規模な河川沿緑地空間が実現するに至った主要因であろう。

その設計の内容をみれば、たとえば長田地区の「土地区画整理施行地区設計書 (昭和 22 年 11 月 27 日指令)⁷⁰⁾」には、新湊川緑地帯について、「防災を主眼とし崩壊性の六甲山系を持ち水害の危険大なる為め緑地を設け氾濫に備へると共に防火災地帯として又遊歩公園として新湊川両岸に指定した」、「河川より 50m 宛 100m の幅員にして両端に 15m 幅員の遊歩道を設く」との説明が確認できる。

その後の土地区画整理の実施については詳述しないが、ドッジラインとそれに伴う政府による戦災復興計画の縮小においても、神戸市の公園道路のうち廃止されたのは宇治川線のみであった⁷¹⁾。昭和 40 (1965) 年に原口忠次郎市長のもと策定された神戸市総合基本計画⁷²⁾においても、その公共施設計画の公園緑地の配置として、「市内 8 河川の両岸沿に幅 50m の川沿緑地を設ける」ことが定められた。たとえば須磨地区では、昭和 54 (1979) 年に復興土地区画整理の換地処分を終えたが、都市計画公園の大部分が河川沿いに集中していることが分かる (図-5)。原口市政のもと、さらにはその後の宮崎市政のもと、戦災復興の計画理念はその後も継承発展され、河川沿緑地は形成されるに至ったのである。

6. 結語

本研究は、神戸市における河川沿緑地形成の起源を探るため、阪神大水害の復興計画の策定過程と、水害復興時の公園緑地構想の内容、構想主体としての古宇田の計画理念

と、その戦災復興への影響について明らかにした。

阪神大水害以前は公園用地の不足から河川の暗渠化、暗渠上の公園整備が進められていたが、水害により方針の転換がなされ、防災の見地から計画が考えられるようになつた。水害の復興計画においては、複数の専門分野からなる内務省技師らの素案に基づいて、兵庫県専門委員会決定事項 (神戸市復興計画参考案) として示された。これに対する神戸市復興委員会答申案の策定の議論のなかで、同委員のなかから復興の規模の小ささに対する不満や、水害のみならず防空も加味した根本的対策として新たな復興構想が示された。なかでも古宇田實 (建築家、神戸高等工業学校校長) によって示された市内の複数の河川沿いに幅 100m の遊歩園を設ける構想は、戦災復興によって実現する河川沿緑地の構想の嚆矢として位置づけられる。しかし、国庫補助の獲得が困難であること等を理由に、同構想は水害復興計画中には位置づけられず、原案の 3-4m の河川沿道路の幅員が 5-6m に若干拡幅され、河川沿いに緑地を設けることは神戸市復興委員会答申案の希望事項となるにとどまり、兵庫復興委員会答申案には位置づけられなかった。

河川沿緑地の構想を示した古宇田は、大水害発災以前から都市防災ならびに都市美を主張していた。関東大震災の経験により都市防災を主張するようになり、加えて欧米留学における都市美の直接的体験によって、欧米都市の緑化の美とその公園的取り扱いが都市の値打をつくると考え、これを日本で実現したいと考えていた。すなわち、古宇田の河川沿いの遊歩園設置の主張は、都市の防災・防空の理念と、欧州の都市美への憧憬を動機とする都市の美観・緑化という理念の双方に基づいていた。

戦災復興においては、原口忠次郎のもと、古宇田は市復興委員会の専門部会の一つ、総合企画・戦災処理の部の部会長に任命された。戦災復興においてはじめて河川沿緑地構想は採用され、神戸市独自の復興基本計画要綱ならびに緑地設定計画要綱に位置づけられるに至った。また、神戸市は、県復興審議会の規模削減 (実質的な河川沿緑地の廃止) の態度に対しても反対の意を表し、戦災復興院への直訴を経て、市原案通りの計画を勝ち取った。

河川沿緑地は、都市計画公園道路決定を経て、神戸市長施行の土地区画整理の設計に反映され、その後一部縮小を経ながらも実現をみた。

以上、河川沿緑地計画を主題として、本計画立案における古宇田實の果たした役割、ならびに水害復興から戦災復興への計画の連続性について明らかにした。また、この復興構想・都市防災構想の独自性、防災にとどまらない保健・美観・交通などの総合的計画の理念を明らかにした。

なお、戦災復興計画の立案過程やその後の実現の過程について、今後の研究課題として残された。

【補注】

- (1) 越沢は、神戸戦災復興の河川沿いを含む帶状緑地の構想が、阪神大震災の県市の復興計画において広域防災帯、河川緑地軸として

- 積極的に見直されたことを評価する。一方で、天井川公園上空や生田川沿いの都市計画公園内の高速道路の高架については、本来の機能を失わせるものとして批判している。
- (2) 石屋川緑地帯（幅員 70m）、都賀川緑地帯（幅員 70m）、新生田川緑地帯（幅員 70m）、宇治川緑地帯（幅員 40m）、新開地緑地帯（幅員 40-70m）、妙法寺川緑地帯（幅員 70m）
- (3) 整備された河川沿緑地は、1979 年の時点で、住吉川公園（1.08ha）、石屋川公園（6.35ha）、都賀川公園（3.30ha）、青谷川公園（1.94ha）、生田川公園（3.90ha）、宇治川公園（1.42ha）、新湊川公園（3.28ha）、妙法寺川公園（2.46ha）（いずれも近隣公園）が挙げられる。
- (4) 阪神大水害による兵庫県内の被害は、死者 731 人、建物の全壊流出 5,492 戸、半壊 7,726 戸、床上浸水 39,201 戸、床下浸水 100,423 戸であるとされ、そのほとんどが神戸市内の被害であった。
- (5) 西義一・兵庫県土木部長・荒木文四郎・神戸市土木部長、内務省土木出張所長・高西敬義（大阪）と観賦治（神戸）など。
- (6) 市復興委員会は 1938（昭和 13）年 8 月 16 日から同年 9 月 21 日の間に計 8 回開催された。
- (7) そのほか、山手阪神国道は県専門委員会案（A）から県答申案（C）に至った。海岸線阪神国道と山麓都市計画道路の新設は、県専門委員会案（A）にはなかったものの、市答申案（B）で盛り込まれ、そのうち海岸線阪神国道については、県答申案（C）作成の段階で希望事項として附帯されたが、山麓道路は削除された。
- (8) 河川沿道路についての国庫補助率は河川 2 分の 1、道路 3 分の 1（乙 河川沿道路は受益者負担を徴収したうえでの国庫補助 3 分の 1）
- (9) 篠原公園（六甲・芋川合流点、3076 坪）、雪御所公園（天王川・石井川合流点、1276 坪）、川中公園（兵庫外秦跡 791 坪）、細田公園（1660 坪）、大橋公園（1060 坪）の計 5 箇所。（神戸又新日報 1940 年 3 月 21 日付）
- (10) 石屋川、都賀川、西郷川、青谷川、生田川、宇治川、新湊川、妙法寺川など。（大阪毎日新聞 1940 年 7 月 14 日付）
- (11) 古宇田實（1879-1965）：古建築研究の権威として知られる。東京美術学校教授（1905-）、神戸高等工業学校兼東京美術学校教授・京都帝国大学講師嘱託（1922-）、神戸高等工業学校長兼教授（1929-）、都市計画兵庫地方委員会委員（1933-）、近畿防空演習調査委員（1934）、法隆寺国宝保存工事事務所長（1937）、神戸市復興委員嘱託（1945-）を歴任した。1919-1920 建築装飾研究のため、インド、英、仏、伊、米へ留学した。（高山英華（1965）、「弔辞（名誉会員古宇田実先生）」、建築雑誌 80(954)、日本建築学会）
- (12) これについては古宇田と同じく神戸高等工業学校に勤めた防災研究者の田辺平学が河川沿公園の防災機能について言及しており、この田辺の考えが古宇田に影響を与えた可能性も考えられる。
- (13) 原口忠次郎：内務省（1916）、満州国国道局技正（1933）を経て、内務省神戸土木出張所長（1939）として神戸の水害復興に尽力、退官前には勅任一等官をじられた。その後、神戸市復興副本部長（1945）、復興本部長（1946.5）、助役（1946.11）を経て、5 期 20 年にわたり神戸市長（1949-1969）を務めた。（原口忠次郎の横顔刊行会編（1966）、「原口忠次郎の横顔」、原口忠次郎の横顔刊行会）
- (14) 10 の部会はそれぞれ総合企画・戦災処理・貿易・海運・産業・金融・教育・文化・社会・厚生・地区・街路・河川・砂防・上・下水道・港湾・交通・通信・電気・瓦市である。
- (15) これらの公園道路については、戦災復興計画の再検討に伴い、昭和 25（1950）年 7 月に新開地西線など二路線の計画縮小と、三宮京町線の計画廃止に至った。また、都市公園法の制定（1956）にともない既定の公園道路も事業計画としては廃止され、新たな公園計画が決定された。（新修神戸市史編集委員会（2005）、「新修神戸市史 行政編 3」、神戸市、p.291）

【参考文献】

- 1) 越沢明（1996）、「都市計画における並木道と街路樹の思想」、IATSS Review Vol.22-1, p.13-23, 国際交通安全学会。
- 2) 永瀬節治（2010）、「近代的並木街路としての明治神宮表参道の成立 経緯について、ランドスケープ研究 73(5), p.796-803, 日本造園学会。
- 3) 前掲 「都市計画における並木道と街路樹の思想」。
- 4) 越沢明（1997）、「パークウェイとして整備された夙川公園の特徴とその意義」、IATSS Review Vol.23-1, 国際交通安全学会。
- 5) 向口武志（1999）、「『名古屋都市計画公園』の計画理念」、日本建築学会計画系論文集 522, p.207-214, 日本建築学会。
- 6) 名古屋都市センター（1999）、「名古屋都市計画史（大正 8 年～昭和 44 年）」、名古屋都市センター。
- 7) 青木公彦（2013）、「戦前の名古屋都市計画公園史について」、名古屋都市センター 平成 24 年度 NUI 特別レポート、名古屋都市センター。
- 8) 八尾修司、山口敬太、川崎雅史（2013）、「戦前期大阪における公園道路の計画思想：南大阪公園道路網と桃ヶ池公園道路を中心に」、土木史研究 講演集 Vol.33, p.287-296, 土木学会。
- 9) 布田周作、木方十根（2009）、「旧都市計画法下・鹿児島公園計画の計画手法について」、日本建築学会計画系論文集 74(644), p.2165-2172, 日本建築学会。
- 10) 越沢明（1996）、「街路と緑地の思想 -震災に強い都市構造に向けて」、地域開発 No.377, p.28-36, 日本地域開発センター。
- 11) 神戸市、水と緑のネットワーク（防災緑地軸）整備、日本語、<http://www.city.kobe.lg.jp/safety/hanshinawaji/data/keyword/50/k-71.html> (2013.08.10Accessed) .
- 12) 建設省（1961）、「戦災復興誌 第十巻 都市編 7」、財団法人都市計画協会。
- 13) 小原啓司（2007）、「神戸のまちづくり戦災復興事業」、小原啓司。
- 14) 神戸市（1939）、「神戸市水害誌」、神戸市。
- 15) 兵庫県（1940）、「昭和 13 年兵庫県水害誌」、兵庫県。
- 16) 新修神戸市史編集委員会（2005）、「新修神戸市史 行政編 3」、神戸市。
- 17) 松本好美（神戸市街区画整理課長）（1979）、「神戸市における河川沿緑地」、区画整理 22 卷 12 号, p.34-41, 日本土地区画整理協会。
- 18) 平井住夫、西村昂（1999）、「河川、道路と一体となった帶状緑地を都市計画に位置付ける上での課題 -兵庫県の震災復興広域防災帶計画と戦災復興公園道路計画に着目して-」、都市計画論文集 34, p.835-840, 日本都市計画学会。
- 19) 室崎益輝（1998）、「神戸市の戦災復興計画に関する研究」、地域安全学会論文報告集 8, p.316-319, 地域安全学会。
- 20) 昌子住江（1993）、「阪神大水害と神戸の復興計画」、土木史研究 13 卷, p.421-428, 土木学会。
- 21) 前掲 「戦災復興誌 第十巻 都市編 7」。
- 22) 神田秋夫（1950）、「神戸市に於ける公園緑地計画」、公園緑地 12 卷 2 号, p.2-3, 公園緑地協会。
- 23) 前掲 「神戸市における河川沿緑地」。
- 24) 神戸市復興本部編（1947）、「神戸市復興計画資料集」、神戸市復興本部。
- 25) 塚野敏太郎（1940）、「神戸市の公園計画と輿論」、景園 第 7 集, p.4-5, 景園俱楽部。
- 26) 兵庫県都市研究会（1927）、「都市研究」 3 卷、兵庫県都市研究会。
- 27) 神戸市觀光課（1937）、「神戸市公園概況」、神戸市。
- 28) 神戸市、「神戸市公報」、1937 年 6 月 5 日付
- 29) 兵庫県都市研究会（1928）、「都市研究」 4 卷 3 号、兵庫県都市研究会, p.70.
- 30) 土岐正二（1938）、「神戸市大水害と公園施設に就いて」、庭園 20 卷 12 号, p.410-414, 日本庭園協会。
- 31) 前掲 「昭和 13 年兵庫県水害誌」。

- 32) 前掲 「昭和13年兵庫県水害誌」.
- 33) 水害復興専門委員会(1938), 「水害復興専門委員会小委員会復興案」(手稿), 水害復興専門委員会(兵庫県立図書館所蔵).
- 34) 神戸市(1938), 神戸市復興計画参考案, 「神戸市災害復興計画資料一式」(神戸市立中央図書館所蔵).
- 35) 前掲 「神戸市水害誌」.
- 36) 神戸市復興委員會編(1938), 「神戸市復興委員會議事速記録」, 神戸市復興委員會, p.130.
- 37) 内務省(1940), 「神戸都市計画街路の部中變更ノ件外三件」, 公文雜纂 昭和15年(国立公文書館所蔵).
- 38) 内務省国土局総務課(1944), 「直轄工事年報 昭和16年度」, 内務省国土局総務課.
- 39) 内務省国土局総務課(1944), 「直轄工事年報 昭和17年度」, p.227, 内務省国土局総務課.
- 40) 前掲 「神戸市の公園計畫と輿論」.
- 41) 「緑地公園に防火施設を実施」, 大阪毎日新聞 1950年2月14日付.
- 42) 神戸又新日報 1940年4月3日付.
- 43) 「火事を緑地で防ぐ」, 神戸又新日報 1940年12月6日付.
- 44) 古宇田實(1923), 「関東震災より得たる教訓と将来の災害防止の研究」, 建築と社會 Vol.6-11, 日本建築協會.
- 45) 古宇田實(1923), 「大震災に因る教訓と将来の災害防止」, 神戸新聞 1923年12月16日付.
- 46) 古宇田實(1925), 「都市計畫と建築藝術: 通常大會講演錄一」, 建築雑誌 39(474), p.15-23, 日本建築学会.
- 47) 古宇田實(1930), 「軍縮會議と都市建築」, 建築雑誌 44(538), p.1997-2002, 日本建築学会.
- 48) 古宇田實(1930), 「災害防備には天然に順應せよ」, 兵庫縣都市研究會, 「都市研究」31巻, 兵庫縣都市研究會.
- 49) 古宇田實(1934), 「災害予防には天然に順應せよ」, 神戸新聞 1934年12月8-9日付
- 50) 前掲 「神戸のまちづくり 戦災復興事業」, p.71.
- 51) 神戸市復興本部(1945), 「戦災都市都市計畫ニ関スル資料」, p.1-4, 神戸市復興本部.
- 52) 前掲 「神戸のまちづくり 戦災復興事業」, p.43.
- 53) 神戸市復興本部(1947), 「神戸市復興計畫資料集」, p.5, 神戸市復興本部.
- 54) 前掲 「戦災復興誌 第十卷 都市編7」, p.585.
- 55) 前掲 「新修神戸市史 行政編3」, p.198.
- 56) 原口忠次郎(1971), 「わが心の自叙伝」, のじぎく文庫.
- 57) 神戸新聞 1946年11月17日付.
- 58) 神戸新聞 1946年2月6日付.
- 59) 神戸新聞 1946年2月8日付.
- 60) 神戸市(1946), 「神戸市公報No.12」, 1946年3月25日付.
- 61) 神戸新聞 1946年3月13日付.
- 62) 神戸新聞 1946年3月30日付.
- 63) 前掲 「神戸のまちづくり 戦災復興事業」, p.117.
- 64) 神戸新聞 1946年4月30日付.
- 65) 前掲 「戦災復興誌 第十卷 都市編7」, p.598.
- 66) 辰巳信哉(2000), 「神戸からの公園文化」, p.71, ブレーンセンターワーク.
- 67) 前掲 「戦災都市都市計畫ニ関スル資料」, p.28.
- 68) 横山光雄(1948), 「公園道路本質論」, 造園雑誌 12(1), p.8-13, 日本造園学会.
- 69) 建設省編(1958), 「戦災復興誌 第3巻」, p.1-4.
- 70) 戦災復興院土地局(1947), 「兵庫県 神戸市(長田地区)特別都市計畫地区画整理事業実施設計認可申請に関する件」(1947.11.27作成), (国立公文書館所蔵).
- 71) 前掲 「神戸のまちづくり 戦災復興事業」.
- 72) 神戸市(1965), 「神戸市総合基本計畫 -1965-」, 神戸市調査室.

(2013年8月21日 受付)